

国政報告会

参議院議員 三宅伸吾

2023年7月14日

於) 憲政記念館

1 マイナンバーカード

- ・本人確認カード 利便性の向上と不正行為の抑止
マイナポータル 行政サービスの効率化
マイナンバーカード 民間事業者も利用
- ・制度的な検討課題もあり、これは早急に見直すべき
公金受取口座：
父「山田太郎」が、子「山田一郎」の口座登録の際、子の名義口座を登録すべきなのに、父の登録口座とは異なる父名義「ヤマダタロウ」の口座を子の公金受取口座として登録できる。
(マイナンバーは漢字氏名、口座名義はカタカナ)
- ・入カミスなどトラブル続発だが、過度期 生みの苦しみ

2 LGBT 法

- ・法的には中身が薄い しかし、社会的には意味ある法律
- ・失言から、早期成立
「後出し、先入れ」 次は選択的夫婦別姓制度へ

3 貯蓄から投資

米ドルから見た、最近の日本の株価

- ⇒ 足元のトレンドが続くなら、対ドル200円で日経平均4万円超
300円で 6万円超

時期	日経平均	対ドル為替レート(中値)	日経平均/為替レート
2020年3月19日	1万6552円	108.98円	151倍
21年3月19日	2万9792円	109.10	273
22年3月18日	2万6827円	118.70	118
23年3月20日	2万6945円	132.69	203
23年5月19日	3万808円	138.47	222
23年7月10日	3万2189円	142.56	225

積立てNISA

- ・約6000本の投資信託から、金融仲介業者が儲かるものではなく、販売手数料ゼロ、信託報酬が安いもの約200本だけを非課税扱いの投資対象商品に限定。

大半がインデックス運用型

- ・ 来年から年間積立て投資枠を3倍（120万円）に引き上げ、制度も恒久化
⇒ 米国が数十年をかけ投資大国になったように、日本でも10～20年後には株式投資が一般化する契機となる制度改正ではないか。

資産運用会社のガバナンス改革

2023/5/10 決算委員会 鈴木財務大臣答弁

「我が国の資産運用業を高度化していく上で、現状の日本の資産運用業につきましては、三宅先生御指摘の投資信託委託会社を含めまして、課題、これが少なからずあるものと、そのように認識をいたしております。

例えて申し上げますと、経営のトップが在任期間が短く、また資産運用会社での経験が少ない中でグループ内の他社から就任するケースが多いなど、経営の独立性や透明性が十分確保されていないこと、それから、運用体制や保有銘柄の開示が十分なされておらず、運用実態が不透明であること、また、我が国独自の慣習、それからシステムベンダーの寡占によりまして資産運用会社の事務の集約、効率化が進まないで、コスト高や新規参入障壁となっていることなどの課題があると考えております。

具体的な対応策については今後関係省庁と連携をしましてまいりますが、先ほど三宅先生から御指摘がありましたとおり、先般の経済財政諮問会議におきまして、岸田総理から政策プランを策定するよう指示を受けたところでございまして、政策プランを策定していく中におきまして、資産運用業に関する課題、こうしたものにしっかりと対処できる施策、こういうものを幅広く検討していきたい」

4 総選挙、自民党総裁選

解散総選挙

大阪府での自民党候補者

厳しい選挙を勝ち残った、党の救世主が総裁候補者として浮上

5 その他

マイナポータルで取得できる情報 **NHK**

健康・医療

- 1 健康保険証
- 2 診療・薬剤
- 3 医療費
- 4 予防接種
- 5 特定健診・
後期高齢者検診
- 6 検診
- 7 医療保険の資格情報など
- 8 医療保険その他
(制度間の支給調整)
- 9 学校保健
- 10 難病患者支援
- 11 保険証の被保険者番号
- 12 医療保険情報の提供状況

税・所得・口座情報

- 13 税・所得
- 14 医療費通知
- 15 公金受取口座

年金関係

- 16 年金
- 17 年金その他
(制度間の支給調整)

子ども・子育て

- 18 児童手当
- 19 ひとり親家庭
(児童扶養手当)
- 20 母子保健
- 21 教育・就学支援
- 22 障害児支援・
小児慢性特定疾病医療

世帯情報

- 23 世帯情報

福祉・介護

- 24 障害保健福祉
(障害者手帳)
- 25 生活保護
- 26 中国残留邦人等支援
- 27 介護・高齢者福祉

雇用保険・労災

- 28 雇用保険
- 29 労災補償

2 LGBT 法

性同一性障害職員の女性トイレ使用制限、最高裁認めず¹

最高裁は性的少数者の職場環境を巡る初判断を示した

性同一性障害の経済産業省職員に対する女性用トイレの使用制限を巡り、最高裁第3小法廷（今崎幸彦裁判長）は11日、国の対応は違法として、使用制限を認めない判断を示した。性的少数者の職場環境を巡る上告審判決は初めて。職員の逆転勝訴が確定した。

夫婦別姓や同性婚など社会の意識の変化を踏まえた司法判断は近年増え、6月には性的少数者の理解増進法も施行された。従業員の性自認に即した働き方が重視される中、判決は公的機関や民間企業の対応に影響を与えそうだ。

原告は経産省の50代職員。男性として生まれ、入省後に性同一性障害と診断された。ホルモン治療を受けて女性として暮らし、2010年から女性の身なりで勤務することや女性用休憩室の使用が認められた。

女性用トイレについては、健康上の理由から性別適合手術を受けず戸籍上の性別変更もしていないことを理由に、使用を執務室から2階以上離れたフロアに制限。処遇の改善勧告を人事院に求めたが、認められなかった。

同小法廷は判決理由で、トイレ使用でトラブルがなく、明確に異を唱える職員もいなかったのに、経産省は人事院の判定が出るまでの約4年10カ月にわたり、処遇見直しを検討した形跡がなかったと指摘した。

同省の対応を是認した人事院判定について「具体的な事情を踏まえることなく同僚に対する配慮を過度に重視し、職員の不利益を不当に軽視した」として「裁量権を逸脱したもので違法」と結論付けた。裁判官5人全員一致の結論。

判決は職場という特定の空間における判断で、不特定多数が使用する施設のトイレや公衆浴場などには直接影響しないが、国の違法を認めたことで経産省は対応の見直しを迫られる。

¹ 2023年7月11日 15:04 (2023年7月11日 17:28 更新) 日本経済新聞電子版

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する

法律

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(中略)

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

(中略)

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律についてのQ&A

問 立法の趣旨は何か。

(答)

我が国の現状を考えると、性的指向や性同一性の多様性について、理解が進んでいるとは必ずしも言えない。

これを踏まえ、全ての国民が、性的指向や性同一性の多様な在り方を自然に受け入れられるような共生社会、すなわち、性的マイノリティも、マジョリティの人も、全ての人が互いの人権や尊厳を大切にし、自分らしい人生を送れるような社会を目指し、理解増進のための取組みを進めることが必要であると考えた。

性的マイノリティの方々が生きづらさを抱えてしまうことがあってはならないが、同時に、性別に基づき区分された施設等が安心して使えなくなるようなこともあってはならない。マジョリティの人も、これまで通り平穏に暮らしていけるような社会を目指したい。

なお、この法律は理念法であり、これによって個人の行動を制限したり、何か新しい権利を与えたりするようなものではない。

問 与党案を修正したのはなぜか。

(答)

そもそも、この法律は多様性を受け入れる「共生社会」を目指すものであり、その趣旨からして、より多くの賛同によって成立することが望ましいと考えた。

また、修正自体が与党案をベースに行われたものであり、修正の内容についても、例えば、措置の実施等に当たり「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう留意」する旨を明記した条項を設けるなど、与党案が提出されたのちに各方面から寄せられた懸念・不安にも応え得るものであり、マジョリティの方々にとっても安心につながるものと判断した。

問 トイレや風呂に関する懸念にどう答えるか。風呂、トイレ等に関するトラブルによって、差別だと訴えられるのではないか。

(答)

まず、前提として、この法律は理念法であり、これによって個人の行動を制限したり、何か新しい権利を与えたりするようなものではない。また、差別を特定して禁止する実定法でもない。

この法律は、基本理念にある通り、全ての国民のための「共生社会」の実現を掲げたものである。したがって、性的マイノリティの方々が生きづらさを抱えてしまうことがあってはならないが、同時に、性別に基づき区分された施設等が安心して使えなくなるような事もあってはならない。

現憲法や法体系の下で、マジョリティの女性の権利や、女性用スペースの侵害は許されない。仮に身体的には男性なのに、女湯や女性用トイレを覗くといった目的で、「自分は女性だ」と主張し、施設管理者の制止を振り切って勝手に侵入すれば、建造物侵入罪や、公然わいせつ罪などの犯罪に当たるものと考えられる。

公衆浴場に関していえば、公衆浴場法第3条で、「業者は、(略)風紀に必要な措置を講じなければならない」とされており、これを受けて条例において、「おおむね7歳以上の男女を混浴させない」と定められている。ここに言う「男女」とは、身体的な特徴の性をもって判断することとされているため、公衆浴場の事業者は、「体は男性、心は女性」という方が女湯に入らないようにする必要がある。また、「この取扱いは、風紀の観点から合理的な区別であるという考えられており、憲法14条に照らしても差別に当たらない」との政府答弁が、令和5年4月28日の衆議院内閣委員会において示されている。

以上を踏まえ、この法律によって、今後、女湯や女性用トイレ等女性用スペースに関し、何か対応が変わるということはない。

問 スポーツ競技大会等への影響はないのか。

(答)

スポーツ大会等においてどのような競技区分を設けるかなどについては、法律によって規律されるというより、基本的には、スポーツ大会の主催者やそれぞれの競技団体において定められるべきものとする。

いずれにしても、この法律の下でも、マジョリティの女性の権利の侵害が許されないことは当然である。

以上

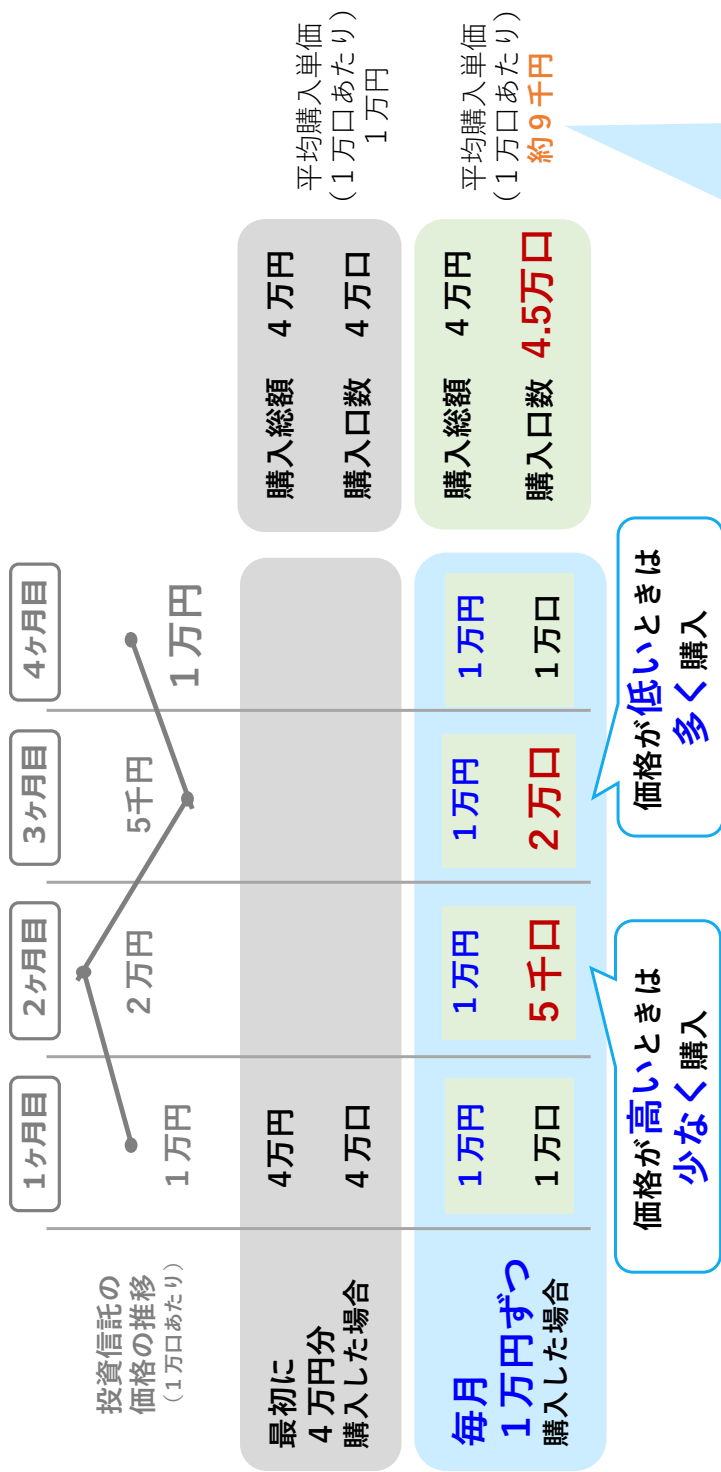
3 貯蓄から投資へ



出典 : https://lets-gold.net/market/chart2_usdjpy-nk225.php

1. 積立て投資による効果

例えば、合計4万円の投資金額では



この例では、毎月1万円ずつ購入していた場合の方が、平均購入単価を安くすることができた

2. 長期投資による効果

(1) 投資を長期間続けると、分散投資や複利の効果等とあいまって、結果的に元本割れする可能性の低減が期待できます。

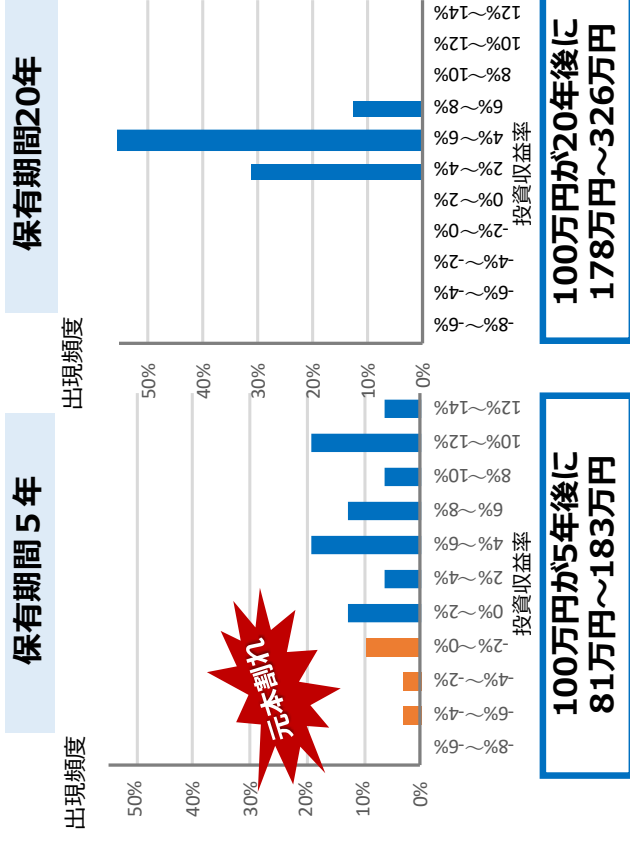
(2) ただし、途中で売ったり積立投資をやめてしまうと、こうした効果は弱くなります。

(3) 例えば、投資信託の価格(基準価額)は上がったりがったりしますが、こうした動きに過度に一喜一憂することなく、後述する

積立・分散投資を長期間にわたって続ける方が結果的にパフォーマンスが上がるのが過去の実績です。

* 1985年以降の各年に、毎月同額ずつ国内外の株式・債券の買付けを行ったもの。各年の買付け後、保有期間が経過した時点での時価をもとに運用結果及び年率を算出（金融庁作成）

長期投資の運用成果*



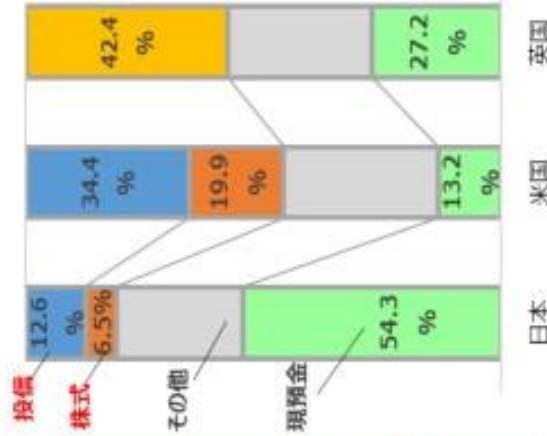
3.資産所得倍増プランの概要

- 2022年11月28日、新しい資本主義実現会議にて、資産所得倍増プランが決定。
- 我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金を投資に繋げることで、持続的な企業価値向上の恩恵が資産所得の拡大という形で家計にも及ぶ「成長と資産所得の好循環」を実現させる。

我が国の家計金融資産の推移
(2022年6月末時点)

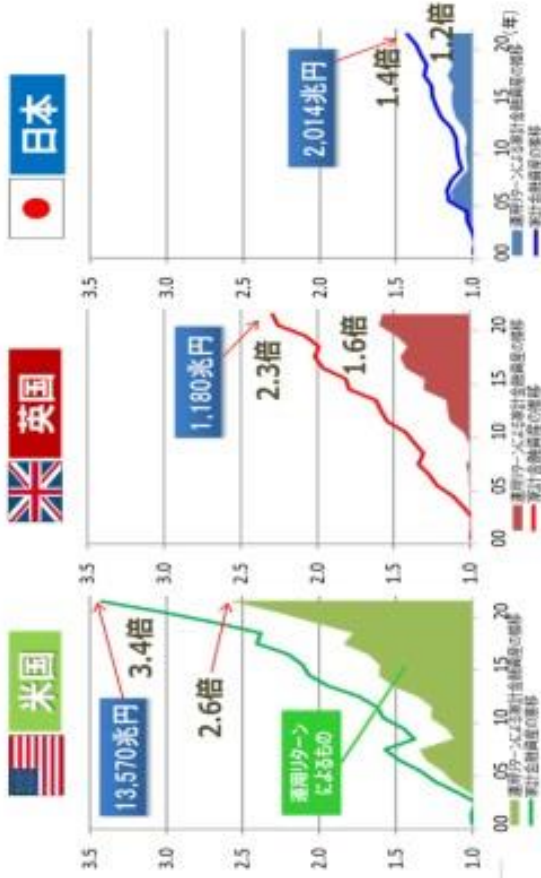


各国家計の株式・投信の割合
(2021年末時点)



(※) 株式・投信は間接保有を含む割合。
(※) 英国は株式と投信を合わせた割合。
(出典) FRB、ONS、日本銀行より、金融庁作成

各国の金融資産の推移
(2021年末時点)



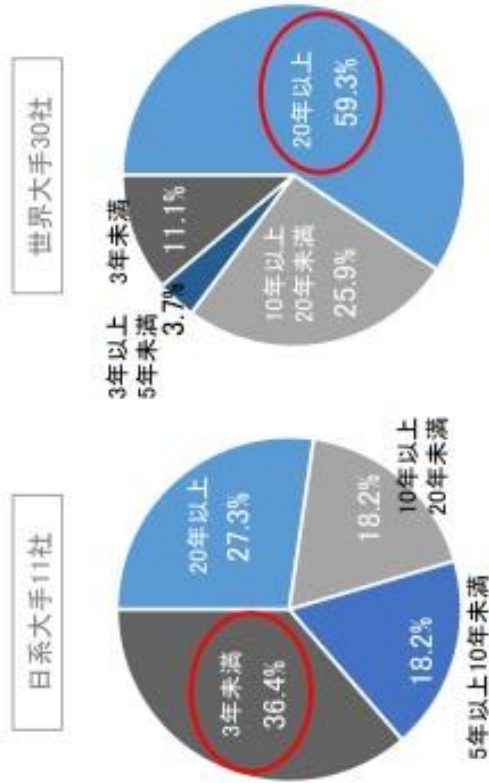
(注) 上記の運用マネーによる資産の増減は、資産価格の変動による増減と運用コストの増減の差額を指す。
(注) 21年12月末時点の米国、英国については、21年12月末の運用マネーで換算した値(米国は16=115.08円、1ポンド=155.742円)
(出典) FRB、ONS、日本銀行より、金融庁作成

(出典：金融庁提出資料を基に三宅伸吾事務所作成)

7.経営の透明性確保

- 日系大手の資産運用会社は、資産運用会社での勤務経験(受託資産運用部門を含む)が「20年以上」の経営トップもいるが、「3年未満」と短い経営トップも少なくない。世界の大手資産運用会社では、資産運用会社での勤務経験が「20年以上」の経営トップが最も多く、経営トップの選任理由について、一般への開示が進んでいる。
- わが国の資産運用会社においても、高度化に向けたサクセッションプランの策定と経営トップの選任理由の開示を期待。

【図表3】大手資産運用会社の経営トップ
就任前の資産運用会社経験年数



(出所) 日系大手11社については、2022年12月末時点の各社提供データを基に金融庁作成。
世界大手30社については、各社HP等を参考に金融庁作成。日系の運用会社1社を含む。
(注) 資産運用会社での業務経験年数及び受託資産運用部門の業務経験年数を「総務年数」としてカウントしたもの。

【図表4】世界の大手資産運用会社の経営トップ
についての説明例

39年の投資運用経験、全て当社
サクセッションプランにより就任
グローバルな視野と各業務のリーダーシップ
アジア太平洋、米州、欧州の当社 ・ミュチュアル・ファンド部門を率いてきた
金融セクターのアナリスト、ポートフォリオ ・マネージャー、CIOとして30年にわたる経験

自民党入党（党員加入）のお願い

いつも大変、お世話になっております。

皆さまのおかげで、充実した政治活動ができますことに心より感謝申し上げます。

強い経済を土台に、ぬくもりある社会をつくるため、更に精進を重ねる所存です。今後とも、変わらぬご支援を心からお願い致します。

2年後に改選期を迎えます。党の公認を来春に得るため、今年は党員1000名獲得が必須となっております。

甚だ勝手なお願いではございますが、よろしければ自民党への入党（党員への加入）をご検討いただければ幸いに存じます。

皆さまのご協力を心よりお願い申し上げます。



参議院議員

三宅伸吾

党員になると

① 自民党総裁選挙の投票権があります

※総裁選挙前年と前々年の2年継続して党費を納めた方に限ります

② 機関誌『自由民主』党員版をお送りします

党費

同一世帯（同じ苗字・同じ住所）の場合



自分
一般党員
(4,000円)



妻
家族党員
(2,000円)



父
家族党員
(2,000円)



母
家族党員
(2,000円)



子ども
18歳になって
から

※新たに入党いただける方は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたはメールにてご返送ください。